

カメラ画像利活用サブワーキンググループ 開催要綱（案）

1. 会の名称

本ワーキンググループは、「カメラ画像利活用サブワーキンググループ」という。

2. 趣旨

IoT を活用したビジネスの発展が期待される中、データの提供を希望する事業者のみならず、当該データの利活用を希望する事業者が多数現れてきている。そこで、当該事業者間の取引のスムーズな実施をはじめ、データ流通取引時に生じる課題をユースケースに基づき抽出し検討するため、データ流通促進ワーキンググループが設置されている。

本サブワーキンググループは、ユースケースにおける屋内や屋外に設置されたカメラで取得された映像を利活用したい、環境の中に組み込まれたセンサー等のデータを利活用したいとのニーズを踏まえ、データ流通促進ワーキンググループ傘下に、カメラ画像の利活用について集中的に議論するため設置されたものである。

3. 検討方法

IoT 推進コンソーシアムの参加企業等が検討しているカメラ画像の利活用についての案件をユースケースとして取り上げ、ユースケースも踏まえ、透明性等を担保したカメラ画像の利活用について検討する。具体的には、利活用形態による消費者への通知や、データを利用する際に事業者が配慮すべき事項等を検討し、整理する。なお、総務省又は経済産業省の既存の審議会や研究会等での検討が進められているテーマについては、必要に応じ、それらの会議体における検討を提案する等、適切な対応を行う。

4. 本委員会の運営

- (1) 構成員は別紙の通りとする。
- (2) 座長は本サブワーキンググループを召集し、主宰する。
- (3) 座長不在のときは、副座長を臨時に指名し、座長に代わって本委員会を召集し、主宰することができる。
- (4) 座長は、必要があると認める時は、本サブワーキンググループに必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (5) 座長は、上記の他、本サブワーキンググループの運営に必要な事項を定める。

5. その他

- (1) 会議は公開で開催する。
- (2) 資料・議事要旨は原則、公開とする。

6. 検討期間

平成 28 年 7 月から平成 28 年 10 月までを目途とする。

7. 事務局

経済産業省商務情報政策局情報経済課

経済産業省商務流通保安グループ流通政策課

(一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC))

以上

(別紙)

「カメラ画像利活用サブワーキンググループ」構成員一覧 (予定)

(※順不同・敬称略)

WG 役職	氏名	所属
座長	菊池 浩明	明治大学 総合数理学部専担メディアサイエンス学科教授 情報基盤本部副本部長
委員	美濃 導彦	京都大学 学術情報メディアセンター教授
委員	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所
委員	小林 正啓	花水木法律事務所
委員	長岡 勢二	株式会社ファミリーマート
委員	平林 司光	セコム株式会社
委員	草野 隆史	株式会社ブレインパッド
委員	水島 九十九	一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA) 個人データ保護専門委員会
委員	宮津 俊弘	パナソニック株式会社
委員	上田 淳	株式会社日立製作所
委員	香月 啓佑	一般社団法人インターネットユーザー協会
委員	辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)